

視 察 報 告 書

1 視察年月日

令和8年2月4日から2月5日まで

2 視察場所

(1) 令和8年2月4日 愛知県豊橋市

(2) 令和8年2月5日 神奈川県開成町

3 視察事項

(1) 乳児期家事支援事業について

(2) 議会広報広聴活動について

(3) 議会ハラスメント防止条例について

4 視察参加者（7名）

金澤克仁、佐藤隆治、小堤修、鈴木三男、海東一弘、岡口すみえ、長塚美雪

5 視察行程 別紙のとおり

6 視察報告 別紙のとおり

上記のとおり報告します。

取手市議会議長 山野井 隆 殿

令和8年3月19日

取手市議会 会派創和会 代表者 金澤 克仁

行政視察報告書

創和会 鈴木三男

日時 令和8年2月4日 13:30~15:00

創和会参加議員 7名

視察先 豊橋市役所 子育て支援課

視察事項 乳児期家事支援事業について

豊橋市子育て支援課の桑名課長補佐より、乳児期家事支援事業について詳細な説明を受けた後、質疑応答。

(1)事業の概要

1歳未満の子どもを育てる世帯に、民間事業者の家事代行サービスを1回500円で6回まで利用することができるクーポン券を配布。子どもの1歳の誕生日の前日まで利用可能で、民間事業者が自宅を訪問し、洗濯や掃除、料理などの家事を行う。

(2)事業開始の背景・目的・経過

- ①子育てや教育の分野に重点を置いた「人づくり No. 1 をめざすまちプロジェクト」を令和3年6月に立ち上げ、未来の担い手づくりに特化した施策を検討。
- ②育児支援は保育の無償化や、一時預かり、ファミリーサポートセンターへの補助などを充実してきた一方、家事負担への支援が不足していることから、新たな支援の具体的な手法を検討。
- ③アンケート調査から家事代行サービスの利用へのニーズが高いことがわかり、事業者へのヒアリングなどを通じ、令和5年度に予算化及び事業化。
- ④民間事業者が提供する家事代行サービスを、子育て支援サービスの1つとして気軽に利用できるようにし、出産後の育児、家事負担の軽減を図ることで、理想とする子どもの数を持って健やかに育てられる環境作りをすることを目的とする。

(3)事業者との協力関係の内容

訪問先において、相談を受けた場合など、心配なご家庭や気になる子どもを見つけた場合には、市に相談することとしている。→見守り体制を確保

(4)事業費用の内訳と財源

令和7年度予算 12,730千円（初年度は9,910千円）

委託料 12,580千円

印刷製本費(クーポン券、チラシ) 150千円

デジタル田園都市国家構想交付金(補助率2分の1)を活用

(5)利用実績と市民の反応

事業開始当初から大きな反響があり、1か月で200件以上の申し込み。

最大で2か月待ちとなったことから、8月末に事業者を1社追加。さらに12月に3社追加し、7社体制とした(現行も7社)。無記名の利用者アンケートを実施しており、ほぼ100%の方がサービスに満足している。

①令和5年度

総利用回数 2,036回

実利用者数 585人

②令和6年度

総利用回数 1,729回

実利用者数 544人

*令和5年7月から事業開始。令和5年度は経過措置として令和4年度出生者が年度末まで利用可能。

(6)今後の展望と課題

本市における出生数は2,124人(令和5年)で、利用率は約20%。家事を他人に頼むことや、他人が自宅に入ることへのうしろめたさや抵抗感が根強い。利用することが当たり前の社会を目指し、より利用しやすい環境をつくることが課題

行政視察報告書

創和会 小堤 修

1 視察日

令和8年2月5日（木）

2 視察先

静岡県足柄上郡開成町野延沢773 開成町役場

3 調査項目

- (1) 議会広報広聴活動について
- (2) 議会ハラスメント防止条例について

4 視察内容

(1) 対応者

山神町長、山本議長、星野副議長、井上議員、寺野議員、佐藤事務局員

(2) 開成町の概要（山神町長から）

開成町は、昭和30年に坂田村と吉田島村が合併し誕生し、町名は明治34年に開校した開成小学校の名からとったもので、「学問、知識を開発し、世のため成すべき務めを成さしめる」という古い中国の言葉「開物成務」が由来である。

神奈川県西部に位置し、面積は6.55km²（県内で一番小さな町）であり、人口は18,726人（令和7年4月1日現在）である。

昭和60年に小田急小田原線開成駅が開業し、現在は快速急行も止まり、東京までのアクセスが良いことから、近年新興住宅地が開発され若い世代の家庭が急増し、人口が増加している。このことから、全国で65自治体のみである「自立持続可能性自治体」に選出されている。

(3) 議会の内容（山本議長から）

- ・台風の影響で議会ができなかったことから、平成27年4月1日施行で通年の会期制とし、定例会議と随時会議で構成され、随時会議により専決処分を少なくしている。
- ・「わたしたちのまち」は議会から変わるをコンセプトに、通年議会の他、託児所付きの日曜議会、自治会ごとの議会報告会、夏休みの議場開放、議会へのインターンシップ受入など開かれた議会を推進している。

(4) 広報改革について

- ・全国から注目される開成町議会
令和5・6年度の視察は合計90議会、令和7年度は1年で95以上の視察を受け入れている。
- ・議会広報改革は、時勢にあった改革を大胆に推進することであり、「読む」から「見る＝魅せる」改革とした。
 - 1 議会広報紙を令和3年5月から改革
 - 2 議会ウェブサイトを開成4年9月に開設広報紙とウェブサイトの両輪で広報改革を推進した。
- ・ギカイだより改革
一人でも多くの町民にまずは手に取ってもらいたい、1ページめくってもらいたいという信念を持ち、毎号デザインや構成に変化をつけて令和3年8月1日号から行った。
「読む」部分と動画で「見る」ウェブサイト部分のすみ分けをするため、令和4年5月1日号から紙面サイズをタブロイド版に変更した。

- ・なぜ今、「読む」から「見る」なのか
情報を迅速に発信する必要性と情報をわかりやすく発信する必要性があるためとのことである。

- ・なぜ議会独自のウェブサイトを作成したのか

「検索」する行為では、議会のプロフィールや政策等までたどり着かない可能性があることから、多様な動画を取り入れ「読む」ウェブサイトから「見る」ウェブサイトへ路線を変更した。

町のHPでは3～4クリック必要であり議会独自のウェブサイトを開設した。

(紙面の発信も継続していく。)

☆毎月変わるインパクトのあるトップページムービー

☆コンテンツを整理し、2クリックで得たい情報にたどり着く

☆色の組み合わせで視覚のバリアフリー化、全ての人に優しいユニバーサルデザイン

☆委員会紹介ムービー、委員会報告を短い動画で配信

☆一般質問は、Before⇒Question⇒After形式で日本一短く動画(20秒)で説明

☆広報キッズモデルの募集開始(若い世代にも議会に関心を寄せてもらうため)

(5) 広報改革のその先へ～政策条例制定

開成町議会ハラスメント防止条例

ア 議員から議員へのハラスメント

イ 議員から職員へ //

ウ 職員から議員へ //

ア、イは想定内であり、ウのハラスメントの可能性も想定した作りであり、職員からのセクシャル・ハラスメントや経験のない新人議員だからといって、職員がその言動を見下す行為等が該当する。それは、当条例は議員のなり手不足解消の一手でもある。

被害を受けた議員が、その後も支障なく活動できるよう配慮すること、ハラスメントの相談後も窓口として引き続きフォローして行く体制や相談しやすい環境を整えることを条例に盛り込んでいる。

(6) 広報改革のその先へ～広聴を議会活動に取り入れる

- ・かいせい町民フェスタに議会として参加

議場、議長・副議長室、議会全員協議会室を開放

広報紙・ウェブサイトのシールアンケート実施

広報紙のアンケート(QRコード)を実施し次号に反映

(7) 改革や取り組みの成果

- ・全国町村議会表彰4年連続受賞(令和3～6年度)

- ・全国町村議会特別表彰受賞(令和4年度)

- ・第18回マニフェスト大賞議会改革賞受賞

ア 議会だよりについて賛否が届くようになり、若い世代にも手に取って読んでもらえるようになった。

イ 動画を多く取り入れた議会ウェブサイトを通して、議会を知る機会の創出につながっている。

ウ YouTubeの再生回数等がリアルな反応として議会に届き、議員も活動に日々実感がもてるようになった。

エ 身近な議会となるために、議員自らが動くことが浸透し、開かれた議会の実現につながっている。

オ 議会の利活用により、児童の議会に対する関心や理解が深まっている。

☆開成町の覚悟⇒「わたしたちのまち」は議会から変える

5 所見

議会活動の内容は、取手市議会と取り組んでいるものが同じであるものもあった。

しかし、そのような事業も開成町議会は、一味スパイスが効いているような展開である。

広報広聴活動に関しては、常任委員会で議員が活動し、それが現在さまざまところで高く評価されている。私は、話を聞いていて、まさに「目から鱗」というような感じを受けた。視察研修時間があったという間に過ぎ、プレゼンテーションの内容と議員の話術も素晴らしく引き込まれた。

広報というものが、いかに住民を引きこみ議会を理解させるツールであり、発信することの重要性を改めて感じた視察研修であった。

今後の私達議員活動の大いに参考になり、議会に反映させていかねばならないと強く思った次第である。

以上、当該行政視察の報告とします。